

平成26年度福島県予算編成に対する要望事項

団体名 福島県中小企業団体中央会
福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会

1. 原子力災害の克服と産業復興再生の確実な実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 東日本大震災及び新潟・福島豪雨による被害地域インフラの早期復旧について・・・・・・・・・・ 7
3. 中小企業対策の拡充強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4. 中小企業の復興・事業継続を推進するための中小企業支援機関に対する予算措置の拡充について・・・ 16

番号	新/継	項目	要望理由	所要経費	関係部課
1	新規	原子力災害の克服と産業復興再生の確実な実施について	<p>福島への復旧・復興に向けては、原発事故の完全収束が根本的な課題であります。しかし、2年半が経過したにもかかわらず、原発事故の収束はいっこうに進まない状況にあります。また、汚染水の流出問題により、安全性の確保はさらに困難性を増し、風評被害の克服に向けても、これまで県、市町村、県民、事業者が一丸となって取り組んできた努力が大きく損なわれることとなりました。さらに、時間の経過とともに、一方では風化の懸念が生じています。</p> <p>そのため、県はこれまで以上に、リーダーシップを発揮し、原発事故の完全収束、福島の再生へ向けて、総力を結集して、福島の再生に取り組むよう要望します。</p> <p><u>(1) 東京電力福島第一原発事故の汚染水処理への早急な対応について</u></p> <p>東京電力福島第一原発事故の汚染水処理、海洋への流出問題は、本県の復興、風評被害の払拭にとって極めて深刻な影響を及ぼしております。本県沖の漁業の試験操業は中断を余儀なくされ、韓国へのチャーター便は一部で運航が中止となるなど本県の受けた被害は計り知れません。</p> <p>今後もこのような状況が改善されることなく継続されれば、県内への住民の帰還を阻害する要因となることはもちろん、諸外国の日本に対する信用の失墜など危機的な事態に陥ることは避けられません。国難であることを十分に認識し早急に対策を講じるよう、国に対し強く働きかけ下さいますよう要望します。</p> <p><u>(2) ふくしま産業復興企業立地補助金の継続及び要件の緩和について</u></p> <p>被災事業者が県内での工場等の新增設を促進し、雇用創出を実現できる必要不可欠な補助制度ですが、震災直後に事業環境が整備できなかった被災事業者は制度活用の遅れにより補助率が下げられ、また、最低投資金額や雇用者の人数規模</p>		
	継続				

	継続		<p>が制度の利用を阻んでおります。については、補助制度の継続と補助率の拡充及び補助要件の緩和について要望します。</p>		
	継続		<p><u>(3) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の継続及び要件の緩和について</u></p> <p>避難指示区域の見直し（再編）が行われ、居住制限区域、帰還困難区域においては、帰還再開の目途がたたず、避難先での再開のみに止まっています。住民の帰還のためには、住民の要望にきめ細かくに対応できる小規模事業者による小売・サービス業等の事業再開が不可欠です。しかし、避難先で事業再開した事業者が、帰還先で事業再開する場合の補助は、極めて限定的であることが、帰還先で事業を再開する上での障害になっています。</p> <p>については、住民帰還、地域コミュニティの再生のためにも事業再開を後押しするため、補助制度の継続と小規模事業者に特化した制度の要件緩和について要望します。</p>		
	継続		<p><u>(4) 中小企業等復旧・復興支援事業費の事業継続予算措置について</u></p> <p>中小企業等復旧・復興支援事業（工場・店舗等再生支援事業）について、国による避難指示区域が再編されましたが、甚大な被害を受けている地域においては復旧・復興事業が遅れ、地域の復興・再生が進展しない現状にあります。</p> <p>住民の帰還については、特に、小売・サービス業等の事業再開が不可欠であります。避難指示期間が長期化していることにより、事業の再開が一層厳しいものとなっております。</p> <p>については、補助率の引き上げ及び補助金額の拡充を要望します。</p>		
	継続		<p><u>(5) 被災中小企業組合等共同施設等復旧支援費補助金の創設について</u></p> <p>県が平成23年度に創設した福島県中小企業組合等生産・販売施設等支援事業</p>		

	<p>継続</p>		<p>費補助金制度は、県内協同組合等の共同施設の復旧に非常に役立つなど、制度の効果は極めて大きいものがあります。しかしながら、対象組合には信用協同組合、企業組合及び商店街振興組合が含まれていないこと、かつ補助対象施設に組合事業に用いる事務所・会館が含まれておらず、全ての被災組合が対象にはなっていません。</p> <p>については、新たな補助金制度として、協同組合のほか、信用協同組合、企業組合及び商店街振興組合を補助対象組合とし、また組合事務所・会館を対象施設に含めるなど福島県独自の補助制度を創設するよう要望します。</p> <p><u>(6) 特定地域中小企業特別資金制度の貸付規模及び融資限度額の拡充について</u></p> <p>避難指示区域での事業再開向け融資について、特に小規模事業者に対する貸付規模及び融資限度額の拡大、返済・据置期間の延長、既往債務の借換え容認等を要望します。</p> <p>また、これら事業者が他の地域での業種転換を含めた事業再開・創業のための融資制度の創設及び風評被害対策のための融資制度の創設を要望します。</p>		
	<p>継続</p>		<p><u>(7) 復旧・復興に向けた公共工事の地域中小企業への優先発注並びに入札制度等の見直しについて</u></p> <p>大震災の復旧・復興に向けた公共事業の発注に当たっては、地域中小企業への優先的な発注に努めると共に、その際発注に係わる事務の軽減や効率化の観点から中小企業組合等への一括発注についても配慮するよう要望します。</p> <p>また、復旧・復興の公共事業について入札不調が相次ぎ、復興の遅れが懸念されているところでもあります。</p> <p>については、建設業等の実態に即したより円滑な発注を図るため、一般競争入札、指名競争入札及び小規模工事の随意契約など、入札制度の見直しについてご検討</p>		

	<p>継続</p>		<p>くださるよう要望します。</p> <p>加えて、復旧・復興工事に関し発注が集中していることにより、建設資材や人件費の高騰、人手不足の状況にあることから、入札不調とならないよう、積算単価の見直し、管理技術者の兼務に対する要件の緩和を要望します。</p> <p><u>(8) 地域再生のための除染の推進及び地元中小企業組合等の積極的な活用について</u></p> <p>中間貯蔵施設や仮置き場の設置場所が決まらないため、除染業務が計画通り進展していないのが現状です。地域再生のため除染を早急に推進されるよう要望します。また県内各地には、除染事業の受注を目的とした中小企業組合が数多く設立されていることから、各市町村が発注する除染業務については、地元中小企業組合等の活用推進を関係市町村に対して積極的に働きかけされるよう要望します。</p> <p><u>(9) 風評被害の払拭と県独自の販路開拓支援の充実について</u></p> <p>県内産農林水産物・加工食品の売上減少、観光客の回復が鈍いなど風評被害は依然として続いています。東京電力福島第一発電所の汚染水漏洩問題の影響は、県内事業者にとって大きなダメージとなり、特に、加工食品関連事業者は販路拡大、出荷量の回復に向けた取り組みなど、風評被害払拭に全力で取り組んでいます。</p> <p>については、取引企業、消費者の不安を払拭するため、正しい情報の発信と安心安全のPR等の支援強化を図り、風評被害払拭のための各種支援施策、事業活動に対する財政支援について要望します。</p> <p>さらには、風評被害により県外からの教育旅行者等が激減している会津方部の観光産業を支援するためイメージアップ支援事業への取り組み等についての財</p>		
	<p>継続</p>				

		<p>政支援を要望します。</p> <p><u>(10) 再生可能エネルギー研究開発及び設備導入補助金の予算拡充について</u></p> <p>再生可能エネルギーの推進は、電気エネルギーの安定供給を図るとともに、再生可能エネルギー関連産業の集積を促進し新たな雇用を創出するなど、本県の復興にとって欠かすことのできない極めて重要な課題であり、県内事業者の研究開発の促進及び設備の導入を促進することが必要不可欠であります。</p> <p>については、再生可能エネルギーの研究開発に係る補助金及び設備導入に係る補助金の予算拡充について要望します。</p>		
	新規	<p><u>(11) 都市計画法の区分見直しの早急な対応について</u></p> <p>企業の誘致を円滑に進めるためには、事業用地確保が喫緊の課題となっております。都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域などの区分見直しについて早急に対応いただくとともに、環境アセスメントなどかかる諸手続きの期間短縮など柔軟な対応が図られますよう要望します。</p>		
	新規	<p><u>(12) 被災事業者に対する事業用地購入費等補助制度の創設について</u></p> <p>避難先の地域で事業者自らが、事業用地を求め事業再開することは極めて困難であります。特に、小規模事業者は企業立地補助金の活用には至らず、事業再開のための事業用地を確保できない状況にあります。については、被災を受けた小規模事業者等のための事業用地購入費等補助制度の創設を要望します。</p>		
	新規	<p><u>(13) 被災事業者等の従業員等雇用確保のための支援措置について</u></p> <p>避難先の地域で事業者自らが、従業員を確保し事業再開することは極めて困難であります。長年雇用した熟練技能・技術者を失い、事業経営に大きな影響を及</p>		

	<p>継続</p>		<p>ぼしています。ついては、被災事業者が事業に必要な人材を確保できるよう支援措置について要望します。</p> <p><u>(14) 被災中小企業に対する税の軽減措置について</u></p> <p>避難解除区域等においては、福島復興再生特別措置法により、復興特区法を上回る税制上の特別措置が講じられておりますが、顧客や取引先が避難・休業しているなど、事業活動を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。</p> <p>ついては、該当区域の中小企業者の事業再開が円滑かつ迅速にできるよう、課税の特別措置や大幅な減税措置を国に対し働きかけ下さいますよう要望します。</p>		
	<p>新規</p>		<p><u>(15) ディスティネーションキャンペーンの拡充について</u></p> <p>平成27年度のディスティネーションキャンペーン、及び26年度のプレキャンペーンには、福島県の観光客の増大、風評被害の払拭に大きな期待をしております。その成果が、県内全域への波及効果を生み、一過性ではなく複数年にわたり継続的な効果が出るよう実施内容の拡充を要望します。</p>		

番号	新/継	項目	要望理由	所要経費	関係部課
2	継続	東日本大震災及び新潟・福島豪雨による被害地域インフラの早期復旧について	<p>東日本大震災の発生から2年6か月が経過しましたが、津波による被害が甚大だった浜通りを中心にインフラの復旧が進まず、住民生活はもとより地場の中小企業の生産や販売活動に深刻な影響を及ぼしています。さらには、新潟・福島豪雨により交通網がいまだ寸断されている箇所もあり物流と住民生活の機能が著しく低下したままの状態にあります。</p> <p>については、地域経済の担い手である中小企業が十分に事業活動ができるよう、国等と連携して下記項目のインフラ整備等社会生活基盤整備を早急に行うことを要望します。</p> <p><u>(1) 港湾（相馬港・小名浜港）の早期復旧について</u></p> <p>東日本大震災で被害を被った小名浜港、相馬港については、東日本大震災以降、復旧が進められておりますが、いまなお完全に復旧した状態にはありません。</p> <p>小名浜港は国際バルク戦略港湾に選定された国のエネルギー調達を支える港湾であり、また、相馬港は福島県北部等の物流拠点として重要な役割を果たしてきた、いずれも本県経済の復興に欠く事のできない重要インフラであります。</p> <p>については、経済活動の大きな停滞と企業の撤退を招かぬよう、両港の一刻も早い機能回復と津波防災施設の早期復旧を講じて頂けますよう要望します。</p> <p><u>(2) JR常磐線の一刻も早い復旧について</u></p> <p>JR常磐線は、相双地区住民の通勤・通学等の移動手段として利用されてきましたが、津波の被害から今なお再開しておらず、住民は大きな不便</p>		
	継続				

	継続		<p>を強いられております。この状況が長引けば、住民の減少が生じることなどが危惧されますので、一刻も早い復旧に向けた対策を講じて頂きますよう要望します。</p> <p><u>(3) JR只見線（会津川口ー只見間）の早期復旧について</u></p> <p>平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨によって、会津地域の基幹路線であるJR只見線が未だに寸断された状態にあり、地域住民の生活はもとより物流と事業活動に極めて深刻な影響を及ぼしておりますので、災害の被害・影響を受けた産業の再建のためにも、JR只見線の早期復旧について特段のご配慮を講じて頂きますよう要望します。</p>		
	継続		<p><u>(4) 東北中央自動車道（相馬ー福島間）の一刻も早い完成について</u></p> <p>東北中央自動車道は、原発事故により寸断されている地域を結びつけるために10年以内の完成を目指す方針を国が明らかにしています。しかし、相馬市・南相馬市民の緊急時避難道路、高度救急医療を拡大する命の道路など複数の極めて重要な機能を有する道路であることから、一刻も早い全線の早期完成を講じて頂きますよう要望します。</p>		
	継続		<p><u>(5) 常磐自動車道の早期全線開通について</u></p> <p>常磐自動車道は、全線開通の見通しが示されておりますが、本道が相双地区の復旧・復興に果たす役割は大きく、一刻も早い復旧と全線開通が求められるものでありますので、全線開通の早期実現について、より一層のご配慮を要望します。</p>		

新規		<p><u>(6) 国道6号(浪江-富岡間)の一刻も早い通行許可について</u></p> <p>相双地区における経済活動は、国道6号線を基軸として形成されてきました。現在、放射能汚染によりそのルートが絶たれ、相馬市からいわき市までは国道115号線から大きく迂回し、3時間ほどの時間と流通コストを負担せざるを得ないなど、企業における営業活動にとって極めて厳しい状況が続いております。</p> <p>については、相双地区の経済復興のためにも、国道6号線(浪江-富岡間)の一刻も早い通行許可について特段のご配慮をいただきますよう要望します。</p>		
継続		<p><u>(7) 県道12号線(原町-川俣間)の整備促進について</u></p> <p>県道12号線(原町-川俣間)は、南相馬市と川俣町、さらには国道114号線によって福島市に連結する相双地区にとって重要な主要地方道であり、東日本大震災の際には、南相馬市と中通りを直接結ぶ唯一の幹線道路として、避難並びに復旧・復興に大きな役割を果たして参りました。</p> <p>については、今後も有事の可能性を念頭に本道の重要性を強く認識いただき整備促進をお進めいただきますよう要望します。</p>		
継続		<p><u>(8) 磐越自動車道(会津若松IC-新潟IC間)の早期全線4車線化について</u></p> <p>磐越自動車道は、常磐・東北・北陸・関越自動車道を結ぶ路線として、また、日本海と太平洋を結ぶ地域連携軸として、福島県内の振興に重要な役割を担っております。</p> <p>東日本大震災の際には、東北自動車道や国道4号など多くの幹線道路が一時的に利用不能となりましたが、磐越自動車道や国道118号、国道1</p>		

	<p>継続</p>		<p>21号がこれらの代替機能を担い、特に北陸、新潟経由での磐越自動車道利用による、被災地への物資や人員輸送には大きな役割を果たしました。</p> <p>このようなことから、住民の暮らしや経済活動の基盤となる道路、港湾、空港、鉄道、情報通信網等の早期復旧を図ることはもちろん、今後も想定外の有事の可能性を念頭に、機能不全に陥らないようバックアップ機能を含めた形での整備促進が必要です。</p> <p>ついては、磐越自動車道の早期全線4車線化について、関係機関に働きかけ頂きますよう要望します。</p> <p><u>(9) 一般国道13号福島西道路の南伸について</u></p> <p>一般国道13号福島西道路は、経済や物流に大きく貢献する道路であり、街づくりの軸として欠かすことの出来ない路線であります。同道路の南伸は、災害時の国道4号の代替路線となる重要な機能を有するだけでなく、今後、放射線医療の拠点となる福島県立医科大学へのアクセスの向上にもつながることから、復興への大きな足掛かりになると認識しております。</p> <p>ついては、同道路の南伸の着実かつ早急な共用について今後さらなるご配慮を要望します。</p> <p><u>(10) 福島空港の国際定期路線の再開及び国内線の充実・強化について</u></p> <p>福島空港への国際定期路線（ソウル線及び上海線）は原発事故による各国の渡航制限措置により運休を余儀なくされています。国外の観光客を呼び込むことで、福島県の安全性を海外にアピールし風評被害を払拭するためにも、渡航制限の解除を強く働きかけ、一日でも早く国際線が再開され</p>		
	<p>継続</p>				

	<p>継続</p>		<p>るよう方策を講じるとともに、台湾などの親日国及び経済発展の著しいアジア各国への国際定期線の新設について、検討いただきますよう要望します。</p> <p>また、大河ドラマ「八重の桜」放送を機に、国内旅行者の福島県への興味・関心が高まっております。については、既存の札幌（新千歳）・大阪（伊丹）線以外の国内定期線の新設についても検討いただきますよう併せて要望します。</p> <p><u>(11) 物流拠点機能の整備について</u></p> <p>東日本大震災の際には、ガソリンの供給をはじめあらゆる機能が停止するなど、長期間にわたって東北地域の物流が滞り地域住民の生活と国内経済に大きな打撃を与えました。</p> <p>災害時の物流を円滑に保つためには、一極集中型ではなく、首都圏や太平洋側と日本海側とを結ぶ物流体制を確立しておく必要があります。</p> <p>については、災害に強い効率的な物流セーフティネットワークの形成とその核となる物流拠点の整備に対する支援を講じて頂けますよう要望します。</p>		
--	-----------	--	---	--	--

番号	新/継	項目	要望理由	所要経費	関係部課
3	新規	中小企業対策の拡充強化について	被災した中小・小規模事業者は復興・再生に向け取り組む中、風評被害や金融円滑化法による支援終了及び円安による原材料等の高騰などの影響により、県内の企業経営は一層厳しい状況となることが予想されるため、中小企業対策の拡充強化を図られるよう下記事項について要望します。		
	継続		<p><u>(1) 小規模事業者に特化した長期返済・低金利融資による資金融資制度の創設について</u></p> <p>原発事故等による直接・間接の被害を受けた小規模事業者は厳しい経営を強いられ、事業再開・継続に様々な課題を抱えています。地域経済の底辺を支えている小規模事業者の経営環境の悪化が長期化すれば、事業継続が困難となり地域の疲弊に加速がかかることが予想されます。</p> <p>ついては、小規模事業者に特化した、事業再開・継続等を目的とした、商工会・商工会議所等の推薦に基づく、長期返済・低金利融資による資金融資制度の創設について要望します。</p> <p><u>(2) 制度金融の充実・強化について</u></p> <p>金融円滑化法が今年3月末をもって終了し、金融機関の中小企業に対する借り入れ条件変更等が厳しくなり、今後、資金繰りに支障をきたすおそれがあります。また、風評被害等で県内の中小企業経営は一層厳しくなることが予想されます。</p> <p>ついては、長期低利の融資制度、さらには利子補給措置など、中小企業に対する制度金融の充実・強化を要望します。</p> <p>さらに、再生可能エネルギー関連事業についての事業実施環境を整備するため、中小企業が利用可能な融資制度、基金制度等を設け、内容を充実</p>		

	<p>継続</p>		<p>することを要望します。</p> <p>① 金融円滑化法の期限切れ後の中小企業に対する新たな融資制度の創設</p> <p>② 再生エネルギー及び省エネ関連事業推進にかかる中小企業向け融資制度の充実</p> <p><u>(3) 農商工連携と県内産農林水産物を活用した6次産業化支援メニューの充実について</u></p> <p>農商工連携と地域の農林水産物を活用した6次産業化は、本県地域産業の要である農林水産及び商工業の振興上極めて重要なことから、下記の事項について要望します。</p> <p>① 農商工連携による地元農林水産品の生産拡大、農林水産物を活かした商品開発、積極的な国内外への販路拡大への取り組み、および関係機関の連携による支援体制の強化</p> <p>② 原材料となる農林水産物のきめ細かなモニタリングの実施による安全の確立及び加工品の検査受入体制の整備拡充</p> <p>③ 地域資源活用、農商工連携等に取り組む中小企業者に対する金融面での支援の充実</p> <p>④ 6次産業化推進のための支援体制の強化・拡充</p>		
	<p>新規</p>		<p><u>(4) 「創業・起業」を支援・促進する補助金の創設について</u></p> <p>原発事故並びに放射能汚染被害と風評被害により毀損している県内総生産の復活に資するため、創業・起業に対する補助金交付など全国に先駆ける大胆な施策を展開して、他都道府県からの転入並びに創業・起業の増大を図って、活力ある県土づくりが継続・拡充できるよう要望します。</p>		

新規			<p><u>(5) インキュベーション機能の充実について</u></p> <p>産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所や福島県医療機器開発・安全性評価センターなど研究機関が開設されるのを受け、地場企業との連携や、中小・小規模事業者の技術力を向上して、新たな時代をリードする新産業の創出が図られるよう、インキュベーション機能の整備・拡充を要望します。</p>		
新規			<p><u>(6) 地域商店街への総合的助成策の拡充について</u></p> <p>地域の商店街は、生活者に買い物の場を提供するだけでなく、地域住民の安心安全、コミュニティの維持、文化・伝統の次世代への継承といった様々な機能を担っており、商店街の衰退は生活者だけでなく、市・町の顔と呼べる場所が消えてしまうことにもなります。</p> <p>このようなことから、県においては地域の商店街へソフト・ハード両面を含めた総合的な助成策を講じるよう要望します。</p>		
新規			<p><u>(7) 電気料金の改定に関する支援制度の創設について</u></p> <p>本年9月1日から東北電力の電気料金の値上げが実施されました。</p> <p>電気料金の値上げは、原材料の高騰などにより、安定した電力を供給する上である程度やむを得ない状況であると認識しておりますが、値上げにより製造業はもとより、建設業や商業、観光業に至るまであらゆる産業に大きな打撃を与えることが懸念されております。</p> <p>本県の中小企業の復興の妨げにならないよう、国に対し支援制度の創設について働きかけ下さいますよう要望します。</p>		

	新規		<p><u>(8) 耐震診断、耐震改修に関する支援制度の創設について</u></p> <p>耐震改修促進法が改正され、一定規模以上の大型小売店舗や旅館等の建物について耐震診断の義務化及び耐震診断結果の公表が行われることとなりました。</p> <p>耐震診断及び耐震改修は、多額の費用を要し企業経営に大きな負担となり、復興の足かせとなることが懸念されます。</p> <p>については、国の補助制度に併せて福島県においても補助制度を創設いただくこと、また耐震改修に関する自己負担分について制度資金や保証制度などの支援策を講じていただくよう要望します。</p>		
	新規		<p><u>(9) 工事、役務に対する官公需適格組合の積極的な活用について</u></p> <p>官公需適格組合とは、官公需の受注について特に意欲があり、受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されていることを、中小企業庁が証明している組合です。</p> <p>国等の契約の方針において、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定められており、県においても積極的な官公需適格組合を活用することを要望します。</p>		

番号	新/継	項目	要望理由	所要経費	関係部課
4		中小企業の復興・事業継続を推進するための中小企業支援機関に対する予算措置の拡充について	<p>現在県内の中小企業は、東日本大震災並びにその後の原発事故の風評被害により厳しい経営状況を強いられています。中小企業が復興・再生、そして新たな活路を見出すためには、様々な課題・問題を克服し、地域の中小企業に対してはさらにきめ細やかな支援をしていかなければなりません。</p> <p>こうした状況の中、県商工会連合会、県商工会議所連合会、県中小企業団体中央会のいわゆる商工3団体は、それぞれの役割・使命を果たすべく努力をしておりますが、現実的には商工3団体に対する県の補助金額が毎年減少している状況にあります。</p> <p>ついては、原発事故の風評被害を払拭し、安心・安全なふくしま、そして活力ある中小企業を醸成・支援するために、商工3団体の支援体制の充実・強化を強く要望します。</p> <p><u>(1) 中小企業者復興支援事業（緊急雇用創出基金事業）の予算措置について</u></p> <p>中小企業者の復興支援さらには放射能検査業務に従事するため商工会等に設置された「復興支援員」については、中小・小規模事業者の事業再建、復興支援等に必要不可欠であるため平成26年度以降についても設置されるよう強く要望します。</p> <p><u>(2) 小規模事業経営支援事業の充実について</u></p> <p>中小企業・小規模事業者の経営・金融支援はもとより、地域を支え、地域に活力を取り戻すため、地域商工業者に密接な相談窓口である商工会・商工会議所に期待される役割は極めて大きいものがあります。</p>		
	継続				
	継続				

	継続		<p>また、原発事故に伴う避難指示区域等の商工会・商工会議所においては、事業再開を目指す中小企業・小規模事業者への経営支援や原子力災害損害賠償の支援など、緊急な要請に応え直接企業を支援する体制を強化する必要があります。</p> <p>については、平成26年度小規模事業経営支援事業関係予算が十分かつ確実に措置されるよう強く要望します。</p>		
	継続		<p><u>(3) 広域連携推進事業の充実について</u></p> <p>近年の企業支援に対するニーズは、創業支援や経営革新支援といったより高度で専門的な支援が求められております。こうしたニーズに対応するために県内の89商工会と10商工会議所が連携して広域的企業支援を行っておりますが、今後ますます重要性が高まると予測されることから、その支援機能の向上及び事業継続のために必要となる予算の確保を要望します。</p>		
	継続		<p><u>(4) 中小企業連携組織対策事業の充実について</u></p> <p>東日本大震災後の厳しい経済環境の中で中小企業組合は、地域経済を支える重要な役割を担い、地域社会においても欠くことできない存在となっているなど、中小企業の組合制度に対する評価が見直され、期待が高まっています。</p> <p>東日本大震災からの復興の加速化にあたっては、被災地の中小企業組合が地域社会の期待に速やかに応えられるよう、中小企業連携組織対策の充実を図るとともに、県中小企業団体中央会がこれらの組合のニーズに十分に対応できるよう、財政面をはじめ、その支援体制の充実に向け、必要な措置を講じることを要望します。</p>		

	新規		<p><u>(5) 建物被災商工会・商工会議所等に対する助成制度の創設について</u></p> <p>商工会・商工会議所は地域中小企業の拠り所であり、その機能と施設は中小企業施策を推進する上で、誠に有意義かつ必要不可欠の基盤であります。今般の東日本大震災により建物の全壊・大規模半壊した商工会議所会館等の再建について、国においては助成措置を整えましたが、県においても円滑な復興・再生を支援する新たな制度を創設くださいますよう要望します。十二分な予算を確保頂くとともに、東日本大震災による被害の甚大性を考慮して、既に施設の再建に着手した商工会・商工会議所等に対しても遡及適用するなど、特別措置を講じて頂きますよう要望します。</p> <p>また、地域経済をけん引する中小企業が疲弊している実態を考慮頂き、国の単年度助成から複数年度の助成及び助成率の引き上げの実現に向け、国に対する強い働きかけを要望します。</p> <p>特に原発事故により避難先で臨時事務所を構えている避難指示区域等商工会が避難指示区域等の見直しにより、商工会館の移転を余儀なくされているため、帰還後の会館修繕に要する十分な予算措置を講じるよう要望します。</p>		
--	----	--	--	--	--